

## 自転車の通行ルールについて

昨年6月1日に道路交通法が改正され、自転車の運転者が危険行為を3年以内に2回以上繰り返すと講習を受けるように命令があり、講習手数料5,000円を支払い、3時間の講習を受けることになりました。

したがって、木曽川町連区地域づくり協議会と木曽川町連区老人クラブ連合会共催で平成28年4月22日(金)木曽川体育館において、木曽川幹部交番の署長さんをお願いし自転車運転の危険行為とは何かなど、自転車の通行ルールについて講習会を行っていただきました。



当日は、50名弱の参加者があり、昨年度愛知県の交通事故死は213名(昨年比9名)で、13年続けて全国ワーストワンであったこと。

また、一宮管内の交通事故死は213名の内、14名(老人が7割を占めている。)であったことなどの説明がありました。

一時間の講習であったが、交通ルールのみでなく防犯の説明や、途中でチョットした軽い体操を行うなど、有意義な講習であったと思います。

